

「栃木県環境基本計画」案

【概要版】

第1章 計画の基本的事項（1）

1 計画策定の背景

以下の「時代の潮流」や「環境を取り巻く新たな動き」を踏まえ、長期的な視野に立って本県の環境政策の方向性を提示するため策定

時代の潮流

持続可能な開発目標（SDGs）、地域循環共生圏

- SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、国の第五次環境基本計画に掲げる「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏」の考え方が、SDGsの達成につながっていくものと考えられる。

パリ協定

- 地球温暖化に伴う気候変動により自然災害の発生リスクの増大が懸念される中、国際的な気候変動への対応として今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロに抑えることを目標とした「パリ協定」が平成27(2015)年に採択された。

Society5.0（IoT等未来技術の活用）

- Society5.0実現を目指す時代に入り、さらに新型コロナウイルスの影響に伴いデジタル化の波が加速されていく状況の中、環境分野においても、未来技術の活用を進めていく必要がある。

国土強靱化

- 近年の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を受け、防災・減災対策、国土強靱化は一層重要性を増している。環境分野においても、強靱な社会経済システムの構築に取り組むことが求められている。

環境を取り巻く新たな動き

気候変動適応法

- 近年、気候変動による影響が全国各地で確認され、今後さらなる拡大も懸念される中、国・地方公共団体・事業者・国民が気候変動適応を推進するために担うべき役割を明確化し、関係者が一丸となって適応策を強力に展開するため、平成30（2018）年6月に気候変動適応法を制定。

食品ロス削減推進法

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において言及されるなど、国際的にも重要な課題となっていることを受け、令和元（2019）年5月に、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため制定。

栃木県プラスチック資源循環推進条例

- 令和2（2020）年3月から施行。使い捨て型の大量消費社会から循環型社会への大胆な移行が必要であり、プラスチックが資源として適正に循環するよう、県はもとより、事業者や市町村、県民が一体となって、プラスチック資源循環を推進していくことを定めた条例。

2050年カーボンニュートラルへ向けた動き

- 令和2（2020）年10月の国のカーボンニュートラル宣言に続き、同年12月の本県におけるカーボンニュートラル宣言に基づき、今後は2050年のカーボンニュートラルの実現に向け全県的な取組を進めていく必要がある。

第1章 計画の基本的事項（2）

2 計画の位置づけ

○ 県の環境保全に関する基本的かつ総合的な計画

- 栃木県環境基本条例第3条に定める基本的理念を具現化するために、同条例第10条第1項に基づき策定する基本的な計画であり、環境の保全に関する基本的目標や長期的な施策の方向等を明示

<基本理念>

- 環境の恵沢の享受と将来の世代への継承
- 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築
- すべての者の参加による環境の保全への取組
- 地球環境の保全への貢献

- 以下の法律等に基づく計画を包含

- 生物多様性基本法第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略
- 自然環境の保全及び緑化に関する条例第27条第1項に基づく緑化に関する基本計画
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画

○ 各主体の環境保全の取組の指針となる計画

- 県民・団体、事業者、行政（県、市町）等の各主体が環境保全への取組を実施する際の指針

3 計画の期間

令和3(2021)～令和7(2025)年度の5カ年（概ね10年後を展望）

第1章 計画の基本的事項（3）

4 計画策定の考え方

○ 環境の現状や社会情勢を踏まえた環境課題への適切な対応

- 前計画の進捗状況や評価結果、本県の現状や社会情勢を踏まえ、本県の抱える環境の課題に適切に対応
- 「とちぎエネルギー戦略〔H26(2014)-R12(2030)年度〕」、「とちぎ環境立県戦略〔H21(2009)-R2(2020)年度〕」、「生物多様性とちぎ戦略〔H28(2016)-R2(2020)年度〕」の3戦略を統合するとともに、とちぎ未来創造プランと整合

本県の環境の現状と課題

（気候変動）

- これまで、気候変動「緩和策」を中心に施策展開
近年の自然災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、気候変動への「適応策」も必要

（エネルギー）

- メガソーラーをはじめとする再生可能エネルギー設備は、多くが売電目的であり、必ずしも地域電源になっていない。

（生活環境・廃棄物）

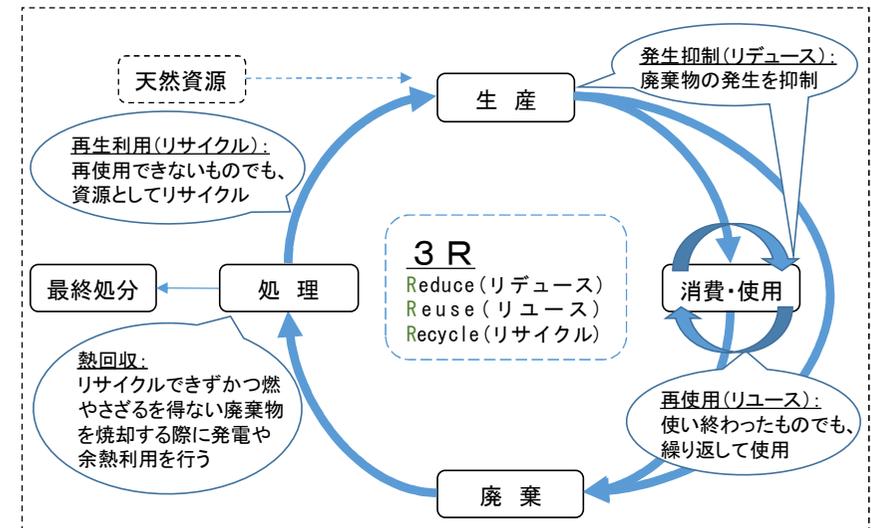
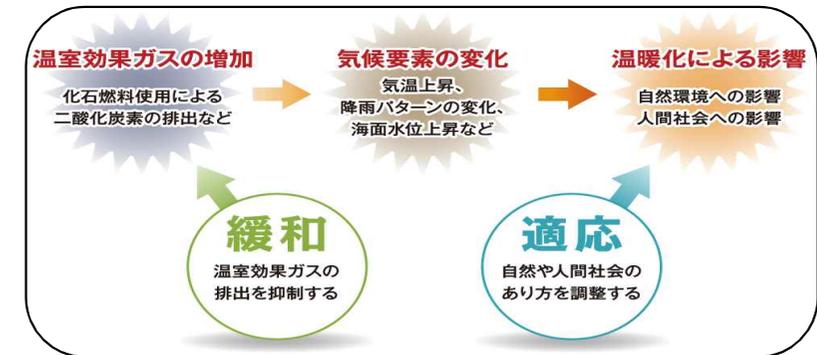
- 資源循環の分野では、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策等の新たな対応が急務

（自然環境）

- 近年のクビアカツヤカミキリ等新たな外来種への対策、生物多様性の確保と農林水産業等の被害軽減の両立、自然公園の多様化する利用形態への対応などが課題

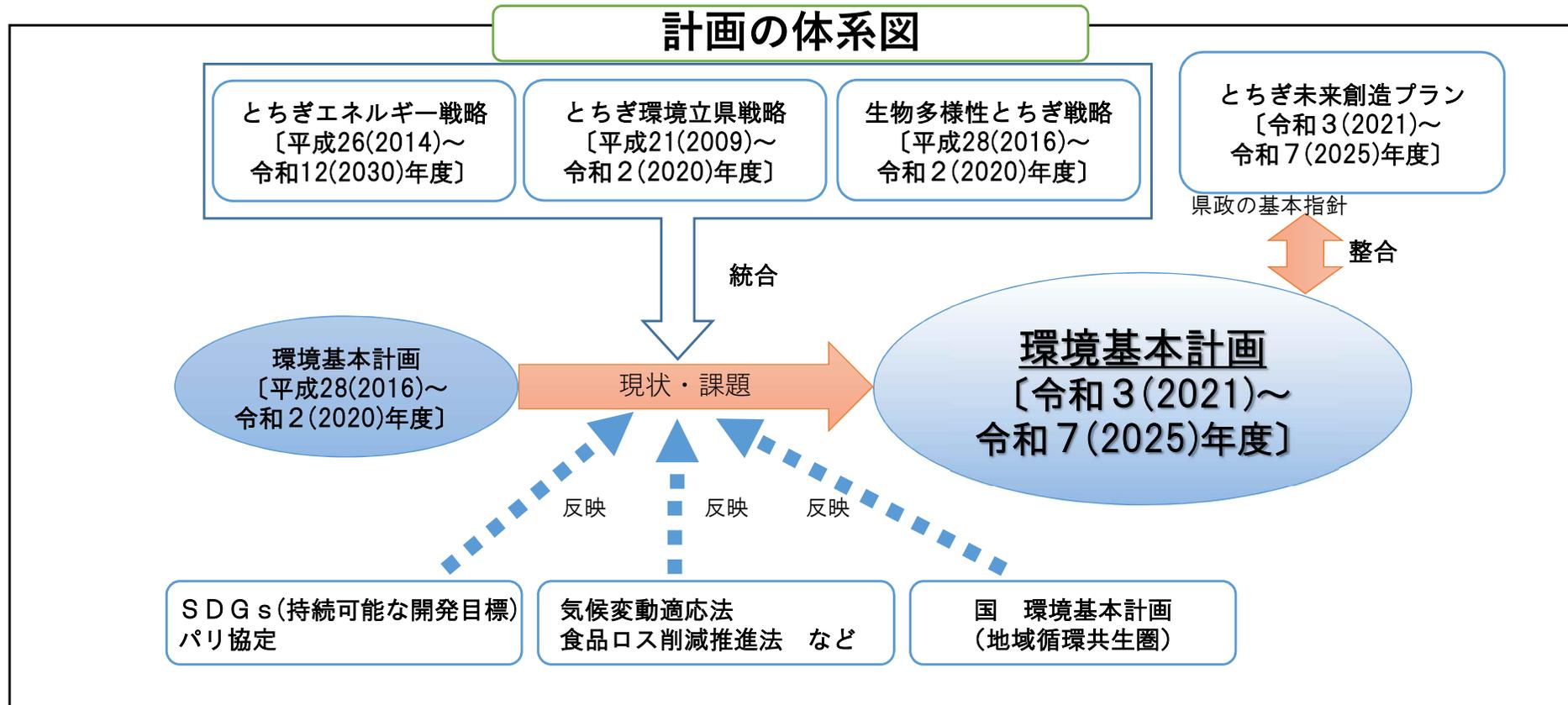
（Society5.0時代における新技術の活用）

- 新技術の活用により、県内経済の発展と地域課題の解決の両立を図っていく必要がある。



循環型社会の実現

第1章 計画の基本的事項（4）



○ 環境・経済・社会の統合的向上

- 複雑化・多様化している環境課題の解決のため、SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を反映
- 環境保全を経済的な制約ではなく、新たな成長要因と捉え、経済と環境の好循環を構築

第2章 計画の目標

1 将来像〔令和12(2030)年度における本県のイメージ〕

～環境の保全と利活用により、持続可能な地域活性化につなげていく～
「守り・育て・活かす、環境立県とちぎ」

2 基本目標

① 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

〈関連のSDGs〉



② 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」



③ 良好な生活環境が保全された「とちぎ」



④ 人と自然が共生する「とちぎ」



共通施策

第3章 施策の展開：計画の施策体系

基本目標

脱炭素社会の構築と
気候変動への適応を目指す
「とちぎ」

自立・分散型エネルギー
で支えられる災害に強い
「とちぎ」

良好な生活環境が保全された
「とちぎ」

人と自然が共生する
「とちぎ」

共通施策

施策項目

- 1 温室効果ガスの排出削減
- 2 気候変動への適応
- 3 分散型エネルギーの自立化
- 4 エネルギー需給体制の強靱化
- 5 大気環境の保全
- 6 水環境の保全
- 7 土壌・地盤環境の保全
- 8 騒音・振動・悪臭の防止
- 9 資源循環の推進
- 10 地域の生態系の保全
- 11 森林・みどりづくり活動の推進
- 12 自然の利活用・環境整備
- 13 野生鳥獣の適正管理
- 14 外来種対策の推進
- 15 未来技術の導入促進
- 16 持続可能な地域づくり
- 17 安全・安心な地域づくり
- 18 景観形成による魅力ある地域づくり

具体的取組

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| ○ 省エネルギー対策 | ○ 再生可能エネルギーの導入拡大 |
| ○ 県庁における率先的な取組の推進 | ○ 森林吸収源対策の推進 |
| ○ 地球温暖化対策への総合的な推進 | |
| ○ 分野別取組の着実な実施 | |
| ○ 県気候変動適応センターを中核とした適応の推進 | |
| ○ 本県の強みを活かす適応策・適応ビジネス等の促進 | |
| ○ 工場・事業場のエネルギー自立化の促進 | ○ 家庭のエネルギー自立化の促進 |
| ○ 大規模発電所の立地促進 | |
| ○ 地域電源供給拠点の整備促進 | ○ エネルギー需給ネットワークの構築 |
| ○ 常時監視による大気汚染対策の推進 | ○ 有害大気汚染物質対策の推進 |
| ○ 自動車排出ガス対策の推進 | ○ 工場・事業場対策の推進 |
| ○ 水循環の確保 | ○ 公共用水域水質保全の推進 |
| ○ 地下水の水質保全の推進 | ○ 生活排水対策の推進 |
| ○ 工場・事業場対策の推進 | |
| ○ 土壌汚染対策の推進 | ○ 地盤沈下防止対策の推進 |
| ○ 工場等騒音・振動対策の推進 | ○ 交通騒音・振動対策の推進 |
| ○ 生活騒音対策の推進 | ○ 悪臭対策の推進 |
| ○ 廃棄物等の発生抑制・再使用の促進 | ○ 廃棄物等のリサイクルの促進 |
| ○ 廃棄物等の不適正な処理の防止 | |
| ○ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備 | |
| ○ 資源循環に向けた処理体制の確保 | |
| ○ 生態系保全上、特に重要な地域の保全 | ○ 奥山自然地域及び森林環境の保全 |
| ○ 里地里山環境の保全 | ○ 河川・湿地等水辺環境の保全 |
| ○ 絶滅のおそれのある種の保全 | |
| ○ 森林の適正な管理と公益的機能の向上 | ○ 緑化活動の推進 |
| ○ 豊かな自然の利活用 | ○ 自然とふれあう環境の整備 |
| ○ シカ・イノシシ等の捕獲の強化 | ○ 効果的な被害防止の推進 |
| ○ 鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進 | ○ 担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策推進 |
| ○ 科学的な鳥獣管理の推進 | |
| ○ 戦略的な対策実施 | ○ 多様な主体との連携協力 |
| ○ 未来技術を活用した人材育成と生産性向上 | |
| ○ 未来技術を活用した二次交通の利便性向上と公共交通の促進 | |
| ○ 地域循環共生圏の構築 | ○ 環境産業の振興と産業を支える環境技術の促進 |
| ○ 企業価値を高める環境経営の促進 | ○ 環境教育・学習の充実 |
| ○ 環境保全活動を担う人材の育成と県民の活動の機会の提供 | ○ 環境情報の整備・提供の充実 |
| ○ 推進体制の整備 | |
| ○ 環境影響評価の推進 | ○ 土地利用面からの環境配慮 |
| ○ 化学物質対策の推進 | ○ 放射性物質に係る取組の推進 |
| ○ 環境保全に資する調査及び研究の実施 | ○ 公害紛争処理等 |
| ○ 景観形成の総合的推進 | ○ 良好な都市景観の保全と創造 |
| ○ 歴史的・文化的景観の保全 | |

基本目標 1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」



経済と環境の好循環によるグリーン社会の実現を目指すとともに、県民の生命・財産を将来にわたって守っていくため、温室効果ガスの排出削減等対策（緩和策）と気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）についても着実に推進していきます。

施策項目 1 温室効果ガスの排出削減

- 省エネルギー対策
- 再生可能エネルギーの導入拡大
- 県庁における率先的な取組の推進
- 森林吸収源対策の推進
- 地球温暖化対策への総合的な推進



施策項目 2 気候変動への適応

- 分野別取組の着実な実施
- 県気候変動適応センターを中核とした適応の推進
- 本県の強みを活かす適応策・適応ビジネス等の促進



【指標】

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
1	温室効果ガス排出削減率【%】 (2013年度比)	4.8 (2017)	18.0 (2025)
2	エネルギー消費削減率【%】 (2013年度比)	0 (2017)	12.0 (2025)
3	再エネ電力自給率【%】	21.2	26.0

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
4	次世代自動車新車購入率【%】	32.5 (2018)	50
5	再生可能エネルギー設備導入容量 【万kW】	262	330
6	県内民有林の間伐面積【ha】	3,254	3,500

基本目標 2 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」



とちぎエネルギー戦略を統合し、本基本目標として位置付けます。分散型エネルギー施設の立地促進などに引き続き取り組むとともに、地域新電力の導入支援、地域電源供給拠点整備等の新たな施策の方向性を示していきます。

施策項目 3 分散型エネルギーの自立化



- 工場・事業場のエネルギー自立化の促進
- 家庭のエネルギー自立化の促進
- 大規模発電所の立地促進

施策項目 4 エネルギー需給体制の強靱化



- 地域電源供給拠点の整備促進
- エネルギー需給ネットワークの構築

【指標】

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
7	電力自給率 【%】	40.3	85.0
8	地域電源供給拠点数 【箇所】	0	50

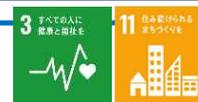
基本目標 3 良好な生活環境が保全された「とちぎ」



大気環境・水環境などについては、人の健康等を維持するためだけではなく、より良好な生活環境の保全を目指して取り組みます。また、資源循環に関しては、今後は生産段階や使用段階などライフサイクル全体での取組を促進し、モノが資源として循環する仕組みの構築を目指していきます。

施策項目 5 大気環境の保全

- 常時監視による大気汚染対策の推進
- 自動車排出ガス対策の推進
- 有害大気汚染物質対策の推進
- 工場・事業場対策の推進



施策項目 6 水環境の保全

- 水循環の確保
- 地下水の水質保全の推進
- 工場・事業場対策の推進
- 公共用水域水質保全の推進
- 生活排水対策の推進



施策項目 7 土壌・地盤環境の保全

- 土壌汚染対策の推進
- 地盤沈下防止対策の推進



施策項目 8 騒音・振動・悪臭の防止

- 工場等騒音・振動対策の推進
- 生活騒音対策の推進
- 交通騒音・振動対策の推進
- 悪臭対策の推進



施策項目 9 資源循環の推進

- 廃棄物等の発生抑制・再使用の促進
- 廃棄物等の不適正な処理の防止
- 資源循環に向けた処理体制の確保
- 廃棄物等のリサイクルの促進
- 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備



【指標】

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
9	大気環境基準 (NO ₂) 達成率 [%]	100	100
10	公共用水域の環境基準 (BOD) 達成率 [%]	96.9	100
11	生活排水処理人口普及率 [%]	87.7	93.0

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
12	県民 1 人 1 日当たりの生活系一般廃棄物の排出量 [g]	672 (2018)	650
13	県内で排出された廃棄物の最終処分量 [千t]	一廃 (2018)	57 53
		産廃 (2018)	87 84

基本目標 4 人と自然が共生する「とちぎ」



県内の豊かな自然環境を保全するとともに、人と自然が共生する潤いある地域づくりを進め、さらに、生物多様性の保全に向け、県民をはじめとする様々な主体と協働して、地域からの取組の更なる推進を図ります。

施策項目 10 地域の生態系の保全

- 生態系保全上、特に重要な地域の保全
- 里地里山環境の保全
- 絶滅のおそれのある種の保全
- 奥山自然地域及び森林環境の保全
- 河川・湿地等水辺環境の保全



施策項目 11 森林・みどりづくり活動の推進

- 森林の適正な管理と公益的機能の向上
- 緑化活動の推進



施策項目 12 自然の利活用・環境整備

- 豊かな自然の利活用
- 自然とふれあう環境の整備



施策項目 13 野生鳥獣の適正管理

- シカ・イノシシ等の捕獲の強化
- 鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進
- 科学的な鳥獣管理の推進
- 効果的な被害防止の推進
- 担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策推進



施策項目 14 外来種対策の推進

- 戦略的な対策実施
- 多様な主体との連携協力



【指標】

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
14	造林面積 [ha/年]	408	700
15	自然公園入込数 [千人]	22,795	25,000

No.	項目	現状値 R1(2019)	目標値 R7(2025)
16	野生獣による林業被害額 [億円]	1.35	1.10



近年の経済問題や社会問題などと相互に密接に関連・複雑化している環境問題に対して、安全・安心な魅力ある地域を形成し、人の流入を促して環境産業の活性化を図り、さらに県民一人ひとりの環境意識の向上を促すことで、持続可能な地域づくりを目指します。また、こうした地域づくりにおいては、未来技術の導入などを積極的に促進していきます。

施策項目 15 未来技術の導入促進



- 未来技術を活用した人材育成と生産性向上
- 未来技術を活用した二次交通の利便性向上と公共交通の促進

施策項目 16 持続可能な地域づくり



- 地域循環共生圏の構築
- 環境産業の振興と産業を支える環境技術の促進
- 環境教育・学習の充実
- 環境情報の整備・提供の充実
- 企業価値を高める環境経営の促進
- 環境保全活動を担う人材の育成と県民の活動の機会の提供
- 推進体制の整備

施策項目 17 安全・安心な地域づくり



- 環境影響評価の推進
- 化学物質対策の推進
- 環境保全に資する調査及び研究の実施
- 土地利用面からの環境配慮
- 放射性物質に係る取組の推進
- 公害紛争処理等

施策項目 18 景観形成による魅力ある地域づくり



- 景観形成の総合的推進
- 歴史的・文化的景観の保全
- 良好な都市景観の保全と創造

第4章 重点プロジェクト

1. 2050年カーボンニュートラル実現プロジェクト

「(仮称)2050年カーボンニュートラル実現ロードマップ」を策定し、経済と環境の好循環によるグリーン社会の実現を目指す

指標：温室効果ガス排出削減率
再エネ電力自給率

2. 自立・分散型エネルギー導入プロジェクト

再生可能エネルギー等の地産地消化を図り、「とちぎエネルギー戦略」に掲げる災害に強い地域づくりを目指す

指標：電力自給率

3. 資源循環推進プロジェクト

食品ロス削減やプラスチックごみ対策による資源の好循環を目指す

指標：県民1人1日当たりの生活系
一般廃棄物の排出量

4. 自然共生社会構築プロジェクト

野生鳥獣の適正な管理等により、「生物多様性とちぎ戦略」に掲げる豊かな自然との共生を目指す

指標：野生獣による林業被害額

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と連携

○ 各主体の役割

- 県民・団体・事業者・県・市町それぞれに期待される役割を記載

○県民・団体	：	環境保全活動の実践者、地域への積極的な情報発信
○事業者	：	サプライチェーン全体での環境負荷低減。業界・業種を超えた連携
○県	：	各主体を積極的に支援。自らも事業者の立場から、環境負荷の少ない活動の率先実行
○市町	：	各主体と連携し、地域の環境保全を推進。人材育成の場づくりや連携促進

○ 各主体との連携・協働

- 目指すべき方向性や各種情報の発信、ネットワーク構築等により、各主体間の連携を支援。県自らも各主体と連携して取組を推進。

2 推進体制

○ 県庁内の推進体制

- とちぎ環境立県推進本部会議等における施策・事業の総合調整や進捗管理

○ 各主体の参加・連携による計画の推進

- 各主体に対する周知を図り、参加・連携・協働の機会を拡充

3 推進方針

○ 計画の普及啓発

- 普及啓発資料の作成・配布、広報誌、インターネット等の多様な広報媒体の活用による計画の浸透

○ 財政的措置

- 計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進するため、必要な財政的措置の適切な実施

○ 進行管理

- 年度をひとつのサイクルとして進行管理。環境目標等の達成状況を報告書に取りまとめて広く県民に公表

○ 計画の見直し

- 社会情勢や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直し